

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

平成29年11月24日

東広島市長 藏田 義雄

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 物品・委託役務の名称 | 平成29年度 黒瀬支所南庁舎1階便所出入口修繕 |
| (2) 物品・委託役務管理番号 | 18290068 |
| (3) 物品委託役務内容 | 黒瀬支所南庁舎1階の身体障害者用便所の出入口について、段差の無いユニバーサルデザインの出入口に改修するもの。 |
| (4) 納入・履行期間 | 契約締結日の翌日から平成30年2月28日まで |
| (5) 納入・履行（就業）場所 | 東広島市黒瀬支所南庁舎1階 |
| (6) 予定価格 | 非公表 |
| (7) 最低制限価格 | なし |
| (8) 入札方式 | 一般競争入札 |
| (9) 入札区分 | 紙入札 |
| (10) 使用する契約約款 | 修繕請負契約約款 |
| (11) 契約種別 | 総価契約 |
| (12) 収入印紙 | 要 |

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	平成29年1月1日～平成32年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	修繕>備品・施設<小規模>修繕 建築類
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	平成29年4月1日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2(1)のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

なし

4 日程等

手続等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	平成29年11月24日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	平成29年11月24日～平成29年12月14日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無： 無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	平成29年11月24日～平成29年12月1日（午前8時30分～午後5時15分）	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 財務部 管財課 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館6階） 電話番号 082-420-0908 / ファックス番号 082-422-6850 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	平成29年12月6日～平成29年12月14日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	平成29年12月12日～平成29年12月13日（午前8時30分～午後5時15分）	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	平成29年12月14日 午前11時40分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類（印）	備考
ア 入札参加資格要件確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

平成29年度 黒瀬支所南庁舎1階便所出入口修繕 仕様書

- 1 修繕名称：平成29年度黒瀬支所南庁舎1階便所出入口修繕（以下「本修繕」という。）
- 2 履行場所：東広島市黒瀬支所南庁舎1階
- 3 履行期間：契約締結日の翌日から平成30年2月28日まで
- 4 修繕概要：身体障害者用便所の出入口について、既設のアコーディオンドア及びテラゾーブロックを撤去し、ハツリ等を行い床の段差を解消した上で手動式扉を設置して、段差の無いユニバーサルデザインの出入口に改修する。
なお、内部（便器・手摺り等）の改修は行わない。

5 使用材料、数量等

部屋名	参考型式	数量
身体障害者用便所	軽量鋼板自由開き折れ戸 ヒクオス ・手動式（押しでも引いても開く） ・寸法 W1100、H2000 ・表面材 化粧鋼板タイプ（色指定なし） ・手詰防止ゴム付き（色指定なし） ・扉の種類 縦長小窓付き	1セット

6 作業位置図：「位置図」「修繕箇所図」のとおり。

7 その他

- (1) 受注者は、本修繕に関して必要な法令を全て遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、業務責任者を定め東広島市（以下「発注者」という。）に届け出るものとし、業務責任者を変更した場合も同様とする。なお、修繕請負契約約款（以下「約款」という。）第11条により修繕実施責任者を定めた場合は、その者を業務責任者とする。
- (3) 約款第4条に定める修繕実施計画書には、実施日時、作業内容、作業手順、作業範囲、安全管理体制等を記載すること。
- (4) 業務責任者は、作業内容を写真等で記録した報告書を作成し、発注者に届け出るものとする。
- (5) 本修繕の実施に当たり必要となる消耗品等については受注者の負担とする。
- (6) 仕様書等に記載した参考型式以外の機材を使用するときは、参考型式と同等以上の品質・性能を有することを示す書類を発注者に提出し、事前に承認を得ること。
- (7) 仕様書等に記載のない事項については、国土交通省官庁営繕部が制定した公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成28年版 19章「内装工事」に定めるところによる。
- (8) 本修繕にあたり交換する等により取り外された部品等については、発注者の指示のあったものを除いて受注者の責任において適切に処分すること。
- (9) 受注者は、本修繕の実施に当たり、所管官庁等への許可及び申請又は届出等が必要となる場合は、これらの手続きに係る事務を代行する。
- (10) 受注者は、修繕に際し、修繕関係者以外の第三者の生命、身体及び財産の危機並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること。また、支所の利用者及び周辺住民の安全に十分配慮すること。

- (11) 本修繕の着手時期及び作業に係る詳細な日程は、発注者と協議の上決定する。
- (12) 本修繕の作業に際し、受注者は、作業中も支所が通常どおり運営ができるよう配慮しなければならない。
- (13) 本修繕の実施に当たり、仮設の足場含む補修用仮設が必要となる場合、これらの管理は、受注者の責でこれを行う。この際、関係法令に係る手続きが必要となる場合は、第7項と同様に受注者が手続きに係る事務を代行する。
- (14) 受注者は、補修用仮設が必要となる場合、修繕計画書及びこれに類する許可書等の写しを発注者に提出しなければならない。
- (15) 本修繕に従事する作業者の駐車は、支所駐車場を使用するものとする。
- (16) 本修繕に係る関係車両の駐車及び通行は、可能な限り一般の来庁者に支障のない場所で行うものとする。
- (17) 受注者は、本修繕の作業期間中における来庁者等の安全を確保するため、常に発注者及び支所の関係者に作業工程などの情報を提供し、調整を図らなければならない。このため、必要に応じて支所の関係者、受注者、発注者による打ち合わせ（以下「3者会議」という。）を行う。
- (18) 3者会議は、3者のうちいずれの者からの申し出によっても随時開くことができるものとする。
- (19) 本修繕の作業時間帯は、午前8時から午後5時までとし、原則として日曜日は作業を行わないものとする。ただし、修繕の過程において止むを得ず作業時間帯の延長や、日曜日の作業を行おうとする場合は、事前に発注者の了解を得なければならない。
- (20) 夜間作業は、原則として認めないものとする。
- (21) 受注者は、本修繕に起因して騒音、振動、粉じん等が発生する可能性がある場合、これらの影響が最小となるよう対策に万全を期さなければならない。
- (22) 受注者は、本修繕に起因して第三者に損害を与えた場合は、受注者の責でこれを解決し、補償・補てんしなければならない。
- (23) 受注者は、本修繕の実施に伴い産業廃棄物が発生した場合は、これらを適正に処理しなければならない。また、このために必要な書類を整理しなければならない。
- (24) その他、本修繕に関して疑義が生じた場合は、双方協議のうえ決定するものとする。

8 事前見学等

修繕対象施設の事前見学は、事前に発注担当課に申し出た上で、平成29年11月30日までに発注者が認めた時間帯において見学を認めることとする。ただし、現場での口頭による質疑応答は認めないため、質問がある場合は入札公告に定めるところにより、所定の期日までに提出することとする。（質問書提出期限：平成29年12月1日）

9 問い合わせ先（発注担当課）

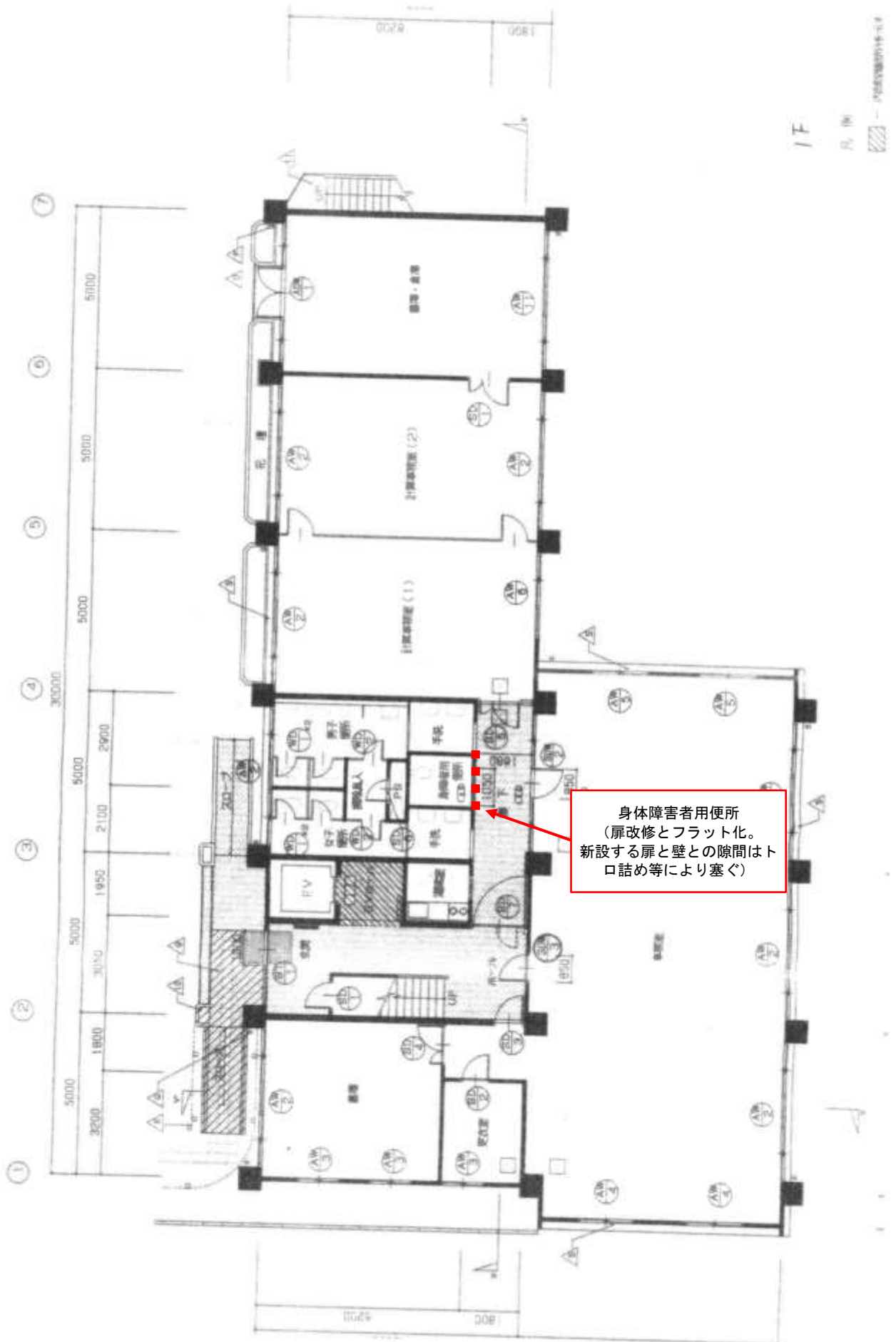
- (1) 発注担当課
財務部 管財課 資産経営係
東広島市西条栄町8番29号
電話 082-420-0908
FAX 082-422-6850
- (2) 修繕対象施設
東広島黒瀬支所南庁舎1階
東広島市黒瀬町丸山1333番地
電話 0823-82-0216
FAX 0823-83-2403

位置図



黒瀬支所
南庁舎

修繕箇所



身体障害者用便所
(扉改修とフラット化。
新設する扉と壁との隙間はトロ
詰め等により塞ぐ)

IF
改修箇所
改修箇所の境界線

参考写真



身体障害者用便所



入口のアコーディオンドア



内側から撮影

テラゾーブロックの四隅を
外側から撮影

(テラゾーブロックの内側の
寸法は、W=約 1175mm、H=
約 1910mm)



テラゾーブロックの四隅を
内側から撮影

